

専門家派遣事業に係る手続きのご案内 (専門家の皆様へ)

1. 専門家派遣事業について

当該事業は、公益財団法人沖縄県産業振興公社（沖縄県中小企業支援センター）が中小企業支援法に基づく支援事業として実施するものです。

2. 専門家登録について【提出書類：(様式 4)、(様式 4-2)、職務経歴書(自由形式)】

専門家派遣事業は、県内の創業者や中小企業が抱える課題の解決を図り、順調な発展・成長を促進する事業です。県内の創業者や中小企業からの申請があって、はじめて専門家への派遣依頼が発生します。また、申請にあたり派遣を希望する企業は、自社の課題解決に適した専門家を探すために専門家検索ページを利用します。

専門家事業により派遣される専門家は、3年以上にわたる企業への支援実績が原則必要です。特に沖縄県内での支援実績を重視しています。事前に審査を受け、専門家検索ページに登録頂く必要があります。1次審査は書類審査、2次審査は面談による審査です。

1次審査では『専門家登録申請書』（様式 4）、『登録同意書』（様式 4-2）、『職務経歴書』（自由形式）をメール添付(カラーPDF)または原本でご提出ください。（書類を作成する前に一度お電話でご連絡ください。）

※『専門家登録申請書』（様式 4）や『職務経歴書』（自由形式）は審査する上で重要な資料となりますので、3年以上にわたる企業への支援実績および沖縄県での支援実績等、可能な限り詳細にご記入ください。

また、専門家登録後は相談企業とマッチングするときの資料としても活用いたします。

2次審査では、中小企業支援センターのプロジェクトマネージャーまたはサブマネージャーとの面談を受けて頂きます。

なお、1次審査、2次審査ともに、合否の結果はメールでご連絡致します。結果に対する詳細につきましては、お答えしかねますので、ご了承ください。

3. 報告書の提出について【提出書類：(様式 6)】

専門家は、中小企業等へ診断・助言を実施した後、2週間以内または派遣年度の2月末のいずれか早いほうにて『専門家派遣事業業務報告書 専門家用』（様式 6）を公社に提出してください。（報告書は謝金・旅費の支払の根拠となります。）

また、複数回にわたって指導を行った場合は、最終の診断・助言を終了した後に報告書を作成し、提出してください。

4. 謝金及び旅費について

公社は、報告書を受領した後、専門家に対し謝金及び旅費を支払います。なお、派遣費用（謝金及び旅費）の3分の1は、中小企業者の負担となります。

派遣先への移動に際して航空機を使用した場合は、搭乗券または搭乗証明書、及び領収証を公社へ提出してください。なお、ホテルパックの場合はその旨をお伝えください。陸上交通についての領収書は不要です。

支給経費	支給金額及び基準
謝 金	1回当たり 41,250 円（消費税を含む） ※上記は企業負担分を含みます。 指導時間 3 時間から 4 時間程度
旅 費 (交通費・宿泊費)	県内の専門家の場合は支給対象外、 県外の専門家のみ支給対象となります。 (県外の専門家については沖縄県までの旅費を含みます) 沖縄県旅費条例に準じて積算した額を支給します。 (宿泊費については、9,800 円/日：企業負担分含みます) ※島内移動（本島内および離島内）にかかる費用は、謝金に含まれるため別途支給はありません。ただし、離島の中小企業者に派遣される場合、本島と離島間は全額公社が負担します（県内の専門家の場合も支給対象）。

5. 謝金及び旅費の支払について【提出書類：(様式 4-3)】

様式 6 の報告書に基づき、派遣費用の3分の2は公社がお支払いいたします。初回派遣時や振込口座変更時は、『口座振込申出書』（様式 4-3）をメールや Fax でご提出ください。3 分の 1 の企業負担分については、公社から派遣企業へ派遣費用通知を送付しますが、請求は、専門家より派遣企業へ行うようお願いいたします。

※企業負担分の支払いについては、企業から金融機関等の口座振り込み等にて受領してください。現金による受領は原則禁止いたします。

※毎月 20 日までに報告書を提出いただいたものについては、原則翌月 10 日（土日祝の場合は前営業日）にお支払いをいたします。

6. 守秘義務および営業活動の禁止について

登録専門家は、業務実施上知り得た中小企業等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用しないこととします。

また、専門家派遣事業の趣旨に反する営業活動を禁止いたします。

7. 専門家登録の抹消について

登録した専門家が以下のいずれかに該当した場合、登録を抹消いたします。

- (1) 専門家登録抹消届出書（様式 5）を提出した場合
- (2) 専門家登録申請書の記載内容に虚偽が判明した場合
- (3) 本要綱で定めた謝金額を遵守しない場合
- (4) 実施報告書に虚偽を記載した場合
- (5) 専門家登録から 5 年を経過しても派遣実績がない場合、もしくは専門家としての派遣実績が前回の派遣実施日から 5 年を経過した場合
- (6) その他、公社が専門家としてふさわしくないと認めた場合

専門家データベースの精度を高め、情報を刷新するために、一定期間毎に活動状況を審査します。

また、上記理由から登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに沖縄県産業振興公社まで『専門家登録申請書』(様式 4)をご提出ください。登録内容の変更は随時受付いたします。

8. 必要書類一覧について

	必要書類	提出方法
書類審査時	<input type="checkbox"/> 『専門家登録申請書』 (様式 4) <input type="checkbox"/> 『登録同意書』 (様式 4-2) <input type="checkbox"/> 『職務経歴書』 (自由形式)	・メール添付 (カラーPDF) または ・原本
派遣終了時	<input type="checkbox"/> 『専門家派遣業務報告書』 (様式 6) <input type="checkbox"/> 『口座振込申出書』 (様式 4-3) (初回もしくは口座変更時のみ)	・メール添付 (カラーPDF) または ・原本

9. お問い合わせ先

公益財団法人 沖縄県産業振興公社

経営支援課 (沖縄県中小企業支援センター)

TEL : 098-859-6237 FAX : 098-859-6233